

平成26年11月4日

教 育 長
消 防 長
市長部局の部長等 様
執行機関事務局の長
議 会 事 務 局 長

市 長

平成27年度予算編成方針について

8月29日に総務省が示した「平成27年度地方財政収支の仮試算」では、地方の一般財源総額について、平成26年度地方財政計画を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

しかしながら、歳入の内訳を見てみると、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」による名目成長率等を用いて、地方税収を6.2パーセント、2.2兆円の増加と見込み、地方交付税については、マイナス5パーセント、0.8兆円の減少としている。今年度の地方財政計画においても同様に、大都市圏の企業収益の向上に支えられた都市部の税収増加を受け、地方交付税総額が減額となったことから、地方交付税への依存度が高い地方団体の財政は、より一層厳しさを増したところである。

そのような地方財政を取り巻く情勢の中、市の平成25年度決算では、長期の基金繰替運用を解消し、財政調整基金への積み立てを行い、健全化判断比率も安定的に良化するなど、健全な状態を維持しているといえる。

しかし一方で、平成26年度においては普通交付税が予算割れをし、さらに、収支見通しでは、平成27年度から経常収支がマイナスに転じるなど、年々厳しさが拡大していくと予測している。

こうしたことから、平成27年度予算編成においては、政策予算に事業採択基準を設け、選択と集中を意識した予算配分へのシフトを進めるとともに、平成26年度予算に引き続き、配分経費にシーリングを設けるなど、限りある財源の効率的かつ適正な配分と経常収支の改善を図るための対策を講じることとしたところである。

平成27年度予算では、第4次実施計画に掲げる目標の達成に取り組み、第4期総合計画の総仕上げを行うとともに、事業の見直しや歳出の削減により経常収支の改善を図り、第5期総合計画に向けて財政構造をより弾力性のあるものに変えていくための足がかりをつくるものとしなければならない。

恵庭の未来のため、先例にとらわれない柔軟な発想と創意工夫をもって予算編成に取り組み、職員が一丸となって予算を創り上げるよう力を注いでいただきたい。

1 総括的事項

- (1) 平成27年度予算の編成は、消費税率の改正や電気料の値上げなどを反映させるとともに、増大する経常経費の収支バランスを適正に保ち、予算の硬直化を防ぎ政策的経費を確保することを目的として、一般財源配分方式を継続しつつも、平成26年度予算要求に引き続き、次の取組みを行う。
 - ①「配分対象経費」、「配分額」の見直しを行い、配分決定の適正化を図る。
 - ②配分内での予算要求事業に関しても原則として査定対象とし、要求内容の精査等を行う。
 - ③「枠配分内要求」、「臨時的経費要求」、「政策的経常経費要求」の3者の区分について明確化を図る。
- (2) 事業の実施においては、常に「事業の目的・必要性」に対する効果等の検証を行い、その結果を踏まえて、事業及び経費の思い切った削減・統廃合、縮小化などの検討を進めるとともに、行政評価の結果を適切に要求に反映させること。
- (3) 歳入確保については、補助制度の研究・活用及び税・料金等の課税客体の確実な把握や徴収強化を図りながら、最大限の努力を払うこと。
- (4) 予算要求に当たっては、各部内におけるマネジメント調整機能を十分発揮し、単に数量・単価等に伴う増額要求や政策予算要求を行うことなく、常に「最少の経費で最大の効果」を挙げるための視点を持ち、既存事業の見直しについても積極的に図ること。
- (5) 平成27年度予算要求においても、配分対象経費については、引き続き「一般財源配分」方式を行うこととするが、配分内の予算要求事業についても原則として査定対象とし、要求内容の精査を行う。
- (6) 国や北海道においては、地方自治体の独自性や先進的な施策への支援強化策が打ち出されていることから、制度構築や既定事業の再編の際など、情報把握にとどまらず、これらの関係機関に対し積極的に情報提供を求めたり協議を持ち掛けたりするなど、連携強化を図り検討を進めすること。
- (7) 消費税増税、震災の復旧・復興等に伴い、経済対策等の新たな施策や既存事業の改編・廃止が表明されるなど、大きな政策転換が見込まれることから、情

報の把握を確実に行うとともに、国の制度改革に迅速に対応すること。

- (8) 平成27年度予算編成においても、市民と行政の相互理解を深めるために、予算編成の情報共有化を進めることから、積極的な情報公開を行うこととする。

2 具体的事項

(1) 歳入

国の新年度予算では、税と社会保障の一体改革に伴う制度改革をはじめ、国が進める「地方創生」に関連する政策予算が盛り込まれる。そうした制度改革等に伴い、国庫補助制度に大きな見直しが行われる可能性もあることから、特に留意した上で予算要求を行うこと。

①市税

見積りに当たっては、景気の動向や特に税制改正等を十分勘案し、課税客体を的確に捕捉したうえで見積りを行うこと。また、税負担の公平を期し、徴収率の向上、債権の早期回収、滞納整理等適切な徴収管理に引き続き努めること。

②使用料、手数料、負担金、諸収入

受益者負担の原則、住民負担の公平性確保の観点から、諸物価の動向や管理運営費等との関係、他市の状況などを勘案して受益者負担の措置がとれるよう見直しを行い、料金負担を求めているものや減免を設けているものについては、その適確性を検討し、適正・的確な額となるよう検討を進めること。

また、市税と同様、賦課客体の確実な捕捉・チェック、収納率の向上、収納の強化に努めること。

③国庫・道支出金

国庫・道支出金の見積りにあたっては、補助制度そのものが見直しとなることも予想されることから、今後、国や道の動向を注視し把握すること。

また、平成27年度の補助採択が内定している事業であっても、影響を受ける可能性があるので十分留意すること。なお、補助事業については、それに伴う市の負担や後年度の補助の有無等も考慮し、必要性や事業効果等について十分検討したうえで選択すること。

④財産収入

具体的な活用計画がない行政財産の遊休市有地については、早急に普通財産として整理し、売払い等による歳入財源の増収確保に努めること。

(2) 歳出

①政策的事業経費の要求について

政策的事業として内示（政策ランク A・B・C）を受けたものについては、事業の必要性や積算内容を再度精査のうえ要求すること（B・Cランクの事業については、予算査定時に事業実施の可否についての判断を行う。）。

政策的判断を要するにも関わらず、予め政策的予算要求を行っていないものについては要求を認めない。また、政策的経費は「配分対象外経費」とする。

②政策的事業経費のうち翌年度以降の要求について

平成26年度予算において、政策的経費として予算化された事業のうち、翌年度以降、経常的に発生する経費については、「来年枠」として要求すること。

③臨時的経費の要求について

①、②を除く経常経費かつ単年度に限った経費のうち、施設の増加などによる一般財源ベースで30万円以上の増額要求については、次の取り扱いとする。

- ・30万円を超えるからという理由で安易に臨時的経費として要求するのではなく、配分枠内での対応を基本とし、現にやむを得ない経費についてのみ、臨時的経費の要求を認める。なお、平成26年度予算要求から、単年度事業に限定しているので留意すること。

④配分対象経費の組替えについて

①、②、③を除く経常経費の増額要求については、次の取り扱いとする。

- ・「一般財源配分」予算額内で組み替えて要求すること。
- ・組み替え可能経費の区分は各部に配分された「一般財源配分」内の経費（配分対象経費）とする。したがって、「人件費、臨時・非常勤職員賃金・共済費、扶助費、指定管理料、債務負担、長期継続契約の一部、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、特別会計繰出金」は、組み替え対象外とする。
- ・なお、組み替えについては、市民の声を活かし、部の独自性のある取り

組みを行うよう努めること。

・特に、過去に流用している細節については、必要金額についてよく検討し、流用を要さないように組み立てること。

⑤平成27年度予算要求における一般財源配分方式の見直しについて

a. 配分対象経費（歳出）を見直して、一部を対象外とする。

※平成26年度予算要求では配分対象外とした「補助金」について、新たに配分対象経費とする。

b. 消費税増税分の影響額を考慮し配分を行う。

※消費税増税の影響が想定される経費（旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、扶助費）については、予め影響額を措置して配分を行う。

また、電気料金の値上げについても、影響を反映させる。

※消費税率の改定時期が繰り延べされた場合は、影響額について査定の中で整理する。

c. 配分額にシーリングを設ける。

※「政策経常充当一般財源の確保」と「経常収支黒字の維持」を目的に、経常経費のスリム化を図るため、配分額にシーリングを設ける（上記 a, b の処理の後、マイナス5%のシーリングを設定する。）。

※平成27年度予算要求から補助金もシーリングの対象としているので留意すること。

⑥平成27年度は、臨時事務補助の賃金を原則1か月削減することとしているので、留意すること。

⑦平成26年度予算要求以降の査定方法について

・配分内の要求事業も原則査定対象とする。

※各事業について過去の実績（決算額等）を参考に適正金額の検証を行い、配分後に査定を行う。

※新規・拡充事業、制度改正を伴う事業、要求区分の変更（部内組替⇔臨時）検討が必要な事業等は、必要に応じ査定を行う。